

石川県特別職退職手当検討懇話会意見

地方公共団体の常勤の特別職の退職手当については、前回（平成17年2月1日）の本懇話会意見でも述べたとおり、在任期間中の功績報償的な性格を有することに加え、労働や責任の対価としての性格等があるとされており、国の常勤の特別職や民間企業の役職員の退職手当同様、社会通念上その制度は定着している。

しかしながら、その支給水準については、客観的、統一的な基準が存在するわけではなく、他の都道府県の動向を始め、時々为社会一般の情勢に照らして判断する以外に方法がない。

本懇話会では、こうした認識の下、本県の特別職退職手当のあるべき水準については、前回の本懇話会意見と同様、「全国水準並みを基本に決定されるべき」との考えを基に多面的な角度から討議・検討を行った結果、下記のとおり、意見の集約を見たところである。

県においては、これを踏まえ、適切かつ速やかに対応されることを要望する。

記

- 1 知事の退職手当については、本則では、現状においても「全国水準並み」と言える状況にある。

一方、様々な理由で暫定的な減額措置を講じている県もあるが、その中には、いわゆる選挙公約によるもののほか、行財政改革推進など政策判断によるものもある。

本県の特別職の退職手当のあるべき水準を考えるに当たっては、全国の本則の状況のみならず、政策判断による暫定的な減額措置を実施している県の状況も考慮すべきである。

また、本県の前回改定後に退職手当の見直しを行った他県の状況も勘案することが適当である。

- 2 こうしたことから、具体の支給割合の目安については、知事については支給割合をおおよそ60%とすることが適当と考える。

なお、副知事、教育長及び常勤の監査委員については、職責の重さ等に対応して、引き続き、一定の格差を維持することが適当である。